

## 憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

### 第8回 一審無罪後の控訴審における被告人勾留 ～東電女性社員殺人事件～

会員 佃 克彦 (45期)

1 この事件は、1997年に、東京都渋谷区のアパートの空室で東京電力勤務の女性社員が死体で発見された事件である。

この件では、現場の隣のマンションに住むネパール人男性ゴビンダ・プラサド・マイナリ氏が逮捕・起訴された。

現場に遺留されたコンドーム内の精液がマイナリ氏のDNA型と一致したこと等が嫌疑の根拠である。

しかし、遺留されたコンドームは、マイナリ氏によれば、同氏が別の機会にその空室で当該女性と性交をした際にトイレに投棄したものであり、したがってマイナリ氏の犯人性を示すものではない。

かくして、遺留された精液が、事件当日のものか否か等がこの事件の争点となった。

一審の東京地裁は、2000年4月14日、現場の精液は事件前から放置されていた可能性が高い等として、マイナリ氏に無罪を言い渡した\*1。

2 さて問題はここからである。

無罪判決後、オーバーステイの状態であったマイナリ氏は直ちに東京入管に収容され、母国への退去強制を待つばかりの身となった。

我われ弁護士は直ちにマイナリ氏に航空券を差し入れ、ネパール大使館も、彼のために必要書類を異例の早さで準備し、かくして週明けの4月18日には、マイナリ氏はいつでも帰国できる状態となった。

他方、検察側は、無罪判決に対し控訴をする一方で、無罪のマイナリ氏の勾留を裁判所に求め、それに呼応するように入管も、マイナリ氏の退去

強制手続をなかなか進めなかった。

法務検察側のこのような動きに対し、無罪判決を出した一審の東京地裁は検察側からの勾留の求めに応じなかったが、控訴審の係属部である東京高裁第4刑事部は、5月1日に地裁から一件記録を受け取ると、その翌日には“勾留質問を行なう”旨の連絡を我われに寄こし、連休明けの同月8日に勾留質問を実施して同日中にマイナリ氏を勾留した。

いうまでもなく、無罪判決の告知があると勾留状は失効する（刑訴法345条）。

それにも拘わらず、一件記録を受け取った翌日に勾留質問の実施を決め、勾留質問を終えるや直ちに勾留を決定した控訴審の係属部の判断は、法のかかる規定を実質的に空文化するものにはかならない。

3 我われは、かかる勾留決定に対し異議を申し立て、東京高裁第5刑事部からこれを棄却された後\*2、最高裁に特別抗告をしたが、最高裁は、「第一審裁判所が犯罪の証明がないことを理由として無罪の判決を言い渡した場合であっても、控訴審裁判所は、記録等の調査により、右無罪判決の理由の検討を経た上でもなお罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、勾留の理由があり、かつ、控訴審における適正、迅速な審理のためにも勾留の必要性があると認める限り、その審理の段階を問わず、被告人を勾留することができ〔る〕」

として原決定を是認し\*3、結局マイナリ氏は、無

\*1：東京地方裁判所平成12年4月14日判決（判例タイムズ1029号120頁）。

\*2：東京高等裁判所平成12年5月19日決定（判例タイムズ1032号298頁）。

\*3：最高裁判所第1小法廷平成12年6月27日決定（刑集54巻5号461頁）。

罪判決を受けたにも拘わらずそのまま勾留された（ただしこの決定には2名の反対意見があり、原決定を是認する結論は3対2の僅差であった）。

**4** この決定の後の実務の流れを見ると、一審で無罪判決を受けた外国人がその後なお勾留される事態が頻繁に起きている。

仮に被告人が日本人であれば、無罪判決後にさらに勾留されるという事態は通常起こりえないのであり、かかる“無罪勾留”の事態は、外国人に対し殊更に発生している不利益であるといわざるを得ない。

その後の事件で最高裁\*4は、「被告人が無罪判決を受けた場合においては、同法60条1項にいう『被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由』の有無の判断は、無罪判決の存在を十分に踏まえて慎重になされなければならない。嫌疑の程度としては、第1審段階におけるものよりも強いものが要求される」として、無罪判決後なお勾留する場合に「強い」嫌疑を要求し、勾留を可能とする範囲を限定する解釈を見せているが、個別の事件の判断において嫌疑の強さが慎重に検討される保障はない。

**5** さて、かくして強引にマイナリ氏を“無罪勾留”した東京高裁はマイナリ氏に対し、無期懲役の逆転有罪判決を言い渡した\*5。

その後この有罪判決は最高裁で確定し、これに対して我われは再審請求をした。

その再審請求審では、被害者の膾内に残されて

いた精液のDNA型が、現場のアパートの部屋に落ちていた第三者の陰毛のDNA型と一致したことが明らかになり、また、被害者の爪からもこの“第三者”と矛盾しないDNA型が確認され、これらの証拠から、マイナリ氏ではないその“第三者”が真犯人であることが明らかになった。

これらの証拠により再審開始が決定され、再審公判では検察官は「無罪」の意見を述べて有罪立証を放棄し、晴れてマイナリ氏は再審無罪となった\*6。

**6** つまり結局、当初の一審の無罪判決が正しく、その後の高裁の勾留決定も有罪判決も間違いだったということである。

本件の場合、マイナリ氏の無罪を証する客観証拠（DNA型鑑定結果）があったからマイナリ氏は最終的には無罪判決を勝ち取ったが、本件の東京高裁のようなおかしな判断が一度出ると、それを正すには膨大なエネルギーと時間がかかるのである。

また本件の場合、再審請求審の段階で既にマイナリ氏の無実が明らかになっていたため、再審公判は既定の儀式のようなものであった。しかしこれは翻って考えるに、再審請求審においてそこまで“無実”の手堅い証拠が出てこない限り再審の門が開かないことを示しているともいえるのであり、再審の制度と運用の改善の必要性を示しているといえる。

マイナリ氏の件は、さまざまな角度から、人権上の問題を提起しているのである。

\* 4：最高裁判所第3小法廷平成19年12月13日決定（刑集61巻9号843頁）。

\* 5：東京高等裁判所平成12年12月22日判決（判例タイムズ1050号83頁、判例時報1737号3頁）。

\* 6：東京高等裁判所平成24年11月7日判決（判例タイムズ1400号372頁）。